

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について

足立政男

- 一 はしがき
- 二 三都にわたる店舗の設立
- 三 江戸店の経営形態
 - (一) 江戸両替店の経営形態
 - 1 大名貸経営
 - (イ) 蔵元請負による大名貸
 - (ロ) 米穀担保による大名貸
 - (ハ) 特産物担保による大名貸
 - (ニ) 借用証文による大名貸
 - 2 旗本御家人貸経営
 - 3 諸藩家臣貸経営
 - 4 町人貸経営
 - 5 百姓貸経営
 - (二) 江戸米店の経営形態
 - 1 利貸担保の米穀売却経営

- 2 米穀の売買経営
- (三) 経営資金の調達形態
 - 1 他人資本の借入形態
 - 2 大名資本の借入形態
- 四 那波家の没落過程
 - 1 宇治橋架替事件発生
 - 2 大名貸の焦付

一 はしがき

およそ江戸幕藩体制下における重要な財源は農民の生産によって支えられていたのであつて商工業其の他の生業に課した運上・冥加等の雑税はむしろ従であつた。したがつて武士層の知行制度による収入は農民階層に寄生したところのもので、極めて他力本願的であつたし、固定的なものであつた。

海保青陵は文化十年の著「稽古談」で「今の武家と云うものは権現様、台徳院様のときに取りたる知行のままにて、世の流行につれ取ることのますと云うことなきものなり。農・工・賈は流行につれて取り物ますゆえに入金多し。入金多きゆえに借金多くなりてもつじつまも合うなり。武家は取り物は昔の通にて出金は世の流行につれて多くなるゆえに、つじつま合わぬなり。是大名は借金多くなる理なり」といつているが、江戸中期以後における貨幣経済の急速な発展は武家を次第に窮乏の危機に陥入れた。

もともと生産に従事せず、金に縁のとほしい武家達は貨幣が経済活動の中心となり、金がものという世の中となり、地獄の沙汰も金次第といわれるようになる、貴穀賤金の思想が喧しく唱えられていたにも拘わらず、實際

に於ては貨幣尊重の事実が一世を風靡し、算盤玉をうまく弾くものは即ち富を集めやがて社会上に実力を有するに至るのである。殊に関ヶ原の合戦や大坂落城によって江戸幕府が確立した戦後は今日の太平洋戦争後の日本経済の発展と全く同じように、戦後の混乱から抜け出して長い平和が約束され、新しい泰平文化が作られ出すと共に、弓は袋に納められ長押の槍は徒らに塵を堆き、戦争は昔物語となって世の中は贅沢に流れ、人人は享樂的な消費生活にあこがれるようになったのである。

武力は当世に用がなくなり、金力がこれにとつて代る時代となり、そこに民衆を支配した武士の没落が見られ、商人の力が封建社会鉄則の階級制度を蚕食崩壊せしめて行く原動力になったのである。

町人からは税を取らない、国恩報謝の冥加を上らしめるという態度、すなわち名分の上においては私利を営む卑しいものとして町人を四民の端くれとしてさげすんでいるながらそのいやしむべき町人の袖にすがりつき、名も分限もうち忘れ、ただひとえに彼等の前に首を垂れて借財をなし、その融通や借金の引き延ばしによって漸くやり繰りする有様であった。このことは「経済録」に「今の諸侯は大も小も皆首をたれて町人に無心をいひ、江戸・京都・大坂其外処々の富商を憑んで其続け計にて世を渡る」とあることによつて見ても幕府諸藩の藩庫がその大小をとわず何れも空乏し、彼等は江戸・京都・大坂等の富商に御用金を命じ、また彼等の前に首を垂れて借財をなし、その借銀によつて渡世していたことが明らかにされるのである。それと同時に国内の金権を掌握した町人の勢力が如何に強大になるに至ったかを知ることが出来る。

三井家の先祖である三井高房の著わした「町人考見録」は京都の富商凡そ五十家につき、元禄前後五六十年の間に大名貸や破産没落した状況を記したものであるが、それによつて見ても、加州・薩州・仙台・肥後・芸州・

因州・南部・尾州・紀州・作州・土佐・佐賀・福岡・米沢等の諸大名が京都の町人から借財をなし、その融通によって漸くやり繰りをして如何にその生計を維持していたかが明らかにされるのである。

さて本稿ではこのような経済社会を基盤にした京都商人のうちで大名貸しを主とした利貸商人の筆頭であった那波九郎左衛門家をとらあげ、その大名貸し及び利貸の経営形態を明らかにし、更にその没落過程を究明したい。

那波九郎左衛門家については「町人考見録」に「先祖は播州那波より出候何事やらん公事願より事起り所を立退き江戸へ下り、御城の女中衆の娘を娶りて其縁より申込、裁許に理を得候、彼女中後に寿林尼院といふ、是近頃京都町奉行河野殿の養女也、其故に那波屋とは縁家也、親を常有といふ、子供三人あり、惣領を九郎左衛門、後法体して素順といふ、弟を十右衛門といふ後法体して正齋と号す、親常有の時分、七八十年以前は京忝忝番の有徳者也、親果て家を兄弟に分、素順は五六千貫目、正齋は忝参千貫目の身上と其の頃風聞致し候、常有一代は兄弟の子供手代同様に致し方々の借引の請取渡しにも子供を召仕申所」とある如く出身は播州那波で常有の時代は京都で一二を争う分限者であったことは明らかである。ところでこの富商那波家の没落については次の如く述べられている。

「親果より兩人の兄弟に早奢り出て、兄は小川二条上ル町にて、松平加賀守殿御屋敷を求めて大造の普譜し、弟は小川三条上ル町仙台の御屋敷を求めて居住す、段々奢りの余り、素順は其頃松平右衛門督殿より、合力米忝百俵賜り、彼御家人と申、折々京都の町を鎗持せて往来す。弟正齋は醍醐三宝院宮門跡へ金銀御用達、御心易出入いたし候、彼門跡大峰入の節山伏と成て、馬上にて帯刀鎗をつかせ御供に加はる、時の町御奉行板倉内膳正殿兩人を召れ、町人として如_レ此の有様不届の至に思召、兩人共あがり屋入被_二仰付_一、其後御仕置にも可_レ被_二仰付_一」

筈の所、御慈悲を以首代として、宇治橋かけかへ被仰付候、則近頃迄の宇治橋は那波屋掛申候也(中略)扱素願跡は物領九郎左衛門相統すといへども、はや其他身上も薄く成云々」とあり、その没落の原因が身の程を弁えない傲慢不遜の挙動と、その処罰としての断罪と引き替に宇治橋の架替を命ぜられて巨万の富を亡失したことにその発端が見られると述べられ、更に、素願五代目の九郎左衛門に至って江戸出店の駿河町の両替店における南部藩への貸付金凡四万両の焦付きが没落へのキッカケになったと述べている。

二 三都にわたる店舗の設立

幕藩体制下における貨幣経済の進展は領主経済の窮乏化を促進したのである。そして消費生活の向上による家計支出の増大、莫大な江戸参勤費用及び江戸在府経費を賄うために領主層はその解決の方途を三都の富商に求めざるを得なくなっていたのである。

すなわち、領主たちは全国経済機構の整備に伴って前述の事情より貨幣を出来るだけ多く入手しようとして年貢米・特産物を三都に向けて送り込み、それを担保にして三都の富商に御用金を命じ、また彼等の前に首を垂れて借財をなし、その融通によって漸くやり繰りしていたのである。当時の諸候は米穀その他の国産を売払うため大坂または江戸に蔵屋敷を設けたのであるが、江戸に蔵屋敷を設けたものは主として奥州の諸候であり、四国九州中国北陸の諸候の大部分は大坂に蔵屋敷を設けていた。

かかる経済機構を背景に那波家は京都に本店(那波九郎左衛門の主人名儀)を小川二条上ルに構え、江戸・大坂に出店を設立し、近世における貨幣経済社会の要請に早やくも対応して店舗経営がなされたのである。すなわち、

江戸店は綿屋作兵衛の別家名儀で両替店と米店の両店を駿河町におき、大坂店は壺屋善兵衛の別家名儀の店舗を設立して経営していた。かかる三都設置の店舗名儀人の相違は責任体制以外に危険分散の意味もあつたので経営形態の上から江戸時代の商人がすでに相当進歩した経営理論をもっていたことが窺われるのである。すなわち、経営上の危険分散のために出店における経営者の名儀を変えていたことは、後になって、那波家京都本店の主人九郎左衛門が断罪で閉門を命ぜられた時に「江戸大坂は名前も替り申故其儘にて有之候」と「町人考見録」に見えていることによつても明らかである。当時の豪商がすでにその経営形態に叡智を働かしていたことは事実である。

三 江戸店の経営形態

(一) 江戸両替店の経営形態

江戸両替店は駿河町に出店として設立され、別家綿屋作兵衛が責任者となり、名儀人となつて経営されていた。営業内容は為替業務をはじめとして、奥州諸侯及び江戸在勤中の諸家への大名貸を主とした利貸であつたと思われる。

1 大名貸経営

(イ) 蔵元請負による大名貸

まず大名貸の経営形態について見ることにする。例えば南部盛岡藩Ⅱ南部大膳太夫（盛岡）貸付の場合は南部藩の江戸における蔵元となつて大名貸を行っているのである。

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について（足立）

定遣一札之事

一、其方儀当家江数代の間出入用事を茂相達候就中五六年以前蔵元之義故障有之其方江相談申入候処尤用向随分大切ニ被致候得共所々用事被相達方数多ニ付手廻兼候段被申候然共請負不給候而ハ殊之外不勝手成義有之候付右之通達而及相談頼入候故無拙請合給勿論用立被申金子ハ、為登穀高ニ応被差出其年切ニ勘定差引相濟申堅約ニ而随分相働給候段全満足候然所ニ無余儀入用方出来ニ而次第ニ勝手向差支其方より用立茂金高相成候右之通ニ而ハ末々相統難成故去々年相改穀物茂惣高八万七千俵為差登申儀定依之猶又当前より之入用金彼是其方江及相談候処其方茂返濟相滞兼而積之外金高之用立ニ相成被差支居候得共大切成場故随分相働給候然ニ引当之穀物去夏大分致不足其方江之返濟方曾テ無之付口入之金主共ヨ里致催促旁以被致難義第一ケ様ニ而ハ此方勝手向必至与差支可被成与大切被致彼是以之義ニ而旧冬御当地ニ被罷下当春又出府段々右之義被申立候内又候 当夏穀物以之外成不足ニ付甚迷惑被致候趣旧冬当秋江至追々委細成書付被差出令披見逐一聞届尤万源切へ成心入ニ致候免角如是ニ而ハ勝手向決テ難致相統別而公用旁大切成義ニ付今般猶吃度相改穀物八万三千俵毎年無相違為差登可申候勿論領分豊年之節者右俵数之外成次第穀高多為差登可申候縦凶年重リ候共領分ヨ里之出物品々有之義ニ候間何ヲ以成共八万三千俵之代物之引当之高聊無相違為差登其方江吃度可相渡候近キ頃より銀山杯茂出来候是以其方江可相渡候間屋舖為ニ相成候様相働可給候尤勝手向諸式入用方取ノ之義是又專要之事ニ付一々令吟味相改申付候ハハ余程可為減少候間其方達茂差加屋敷之為宜様ニ令相談可給候勿論其方ヨ里前後用立金返濟之儀ハ如何様之義出来候共相定之通毛頭相違申間敷候此段於京都江戸ニ之金主方江茂安堵仕精出候様ニ被申聞候

右之通為登物弥無相違其方江可相渡候其外出吟味之上何ニ而茂随分可成程ハ為差登可相渡候間引請被致支配向後

弥被精出此方勝手向入用無差支之様ニ被相勤其方より用立金茂次第減少惣体納戸方茂弥取直しゆるがせ……………
相成候様ニ相働可給候万端頼入候所仍一札之趣如件

享保五年子十一月十九日

漆戸 玄蕃印

檜山 弾正印

綿屋作兵衛殿

元文五^{甲年} 翌寛保^{酉年}御用立御証文

南部様此分高巷万三千六百九十俵 壹兩ト銀

今文化七^午年迄六十年ニ成

この一札によって大名貸における経営で次の事が明らかにされよう。江戸店綿屋作兵衛は南部盛岡藩の御用達商人として蔵元引請以前数代にわたって出入し、藩の用達を行って来たこと。ところが正徳末年には数多くの諸藩の御用商人になって広く活躍するようになった。そこで「所々用事被相達方数多ニ付手廻兼候段断被申候然共請負不給候而ハ殊之外不勝手成義有之候付右之通達而及相談頼入候故無執請合給」と南部藩の蔵元を断わり切れずやむを得ず「用立被申金子ハ、為登穀高ニ応被差出」すこととし、「其年切ニ勘定差引相済申堅約」を条件に蔵元を請負うに至っていることである。

しかも蔵元を承諾して僅か数年にして早くも貸付金の引宛米、惣高八万七千俵が滞って焦付き、そのため貸付け金の出資者達から綿屋作兵衛名儀の江戸店がその出資金返済の催促を受けて難儀していること。ところが借主たる南部藩の財政は益々窮乏を告げ「勝手向決テ難致相続」くなったので、約定を改め、焦付き分は棚上げにし

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について（足立）

八七（三四七）

て更に「今般猶吃度相改穀物八万三千俵毎年無相違為差上」すこととし、更に「豊年之節者右俵数の外成次第穀高多為差登」し「凶年重り候共八万三千俵之代物之引当高聊無相違差登」して引渡すこと。又「近き頃より銀山杯茂出来候是以其方江相渡」すこと。藩も緊縮政策によって返済に努力し、用立金の返済は「如何様之義出来候共相定之通毛頭相違申間敷」きことと返済についての諸条件を盛り込んで、「此段於京都江戸ニ之金主方江茂安堵」するよう申し伝えて貰いたいと約定書を江戸店に渡しているのである。

しかしこのような南部藩への貸付は焦付き、増加する一方で、「町人考見録」にも「凡四万兩余取替高に相成候処、彼家より御断に相成、終に身上差支、其外京都町人より請込高五六百貫目有之を、年賦に断申立、南部殿より米にて年々相渡し可レ申約束置候処、此米もはや初年より年賦渡し方程も不レ参」とあり、南部藩への大名貸の焦付きが那波家没落の発端になったと述べている。以上は蔵元請負による大名貸経営の一形態であり、自己資金だけの大名貸ではなく多くの銀主から出資金を募って貸付けており、極めて危険な貸付形態であったことは明らかである。

(四) 米穀担保による大名貸

領主米を担保にして大名貸を行った場合である。

この場合は領主が米穀を売払って、貨幣を入手するために江戸店を利用したのである。利用大名は江戸に蔵屋敷を設けている東北の諸候が多かった。当時すでに町人の旺盛な抬頭に逆比例して凋落の歩度を早やめていた大名財政の窮乏はすでに救いようもなく、遂に知行米を担保にして、その売却金の前借をしてやりくりをせざるを得ない状態にまで立ち至っていたのである。

「奥州泉本多下野守貸付の場合」

請取申米代先納銀之事

合銀七拾貫目

但丁銀也

右者本多下野守江戸表急用依有之其方へ頼入江州蒲生郡当酉ノ納米四斗入五千俵売付申為先納右之銀高値ニ請取申候右之米高於大津此方蔵元沢屋新八土蔵江入置致相對値ニ預リ申候置所実正也来戌ノ三月迄之内何時成共其方勝手次第右之米出し致相渡可申候直段之義者其時之相場壹石ニ付壹匁八分下直ニ而過不足互ニ差引可申候右之米預リ置申候内万一火難盜失有之候共其方へ少も損失懸ケ申間敷候外ニ困置申候米ニ而無相違急度相渡し可申候為其米預り証文如件

元禄六年酉

極月廿六日

松波勘十郎

花印

外五名

”

綿屋作兵衛殿

右之通相定申候得共米相渡申候義此方不勝手ニ候ハハ月壹分之利足を相添来戌三月廿五日切銀子ニ而元利共急度返弁可申候以上

元禄六年酉

極月廿六日

綿作殿

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

八九 (三四九)

この例でも明かなように本多下野守は「江戸表急用」のため江州蒲生郡の年貢米四斗入五千俵を大津の蔵元沢屋新八土蔵に保管しておき三月までに何時でも引渡すといった条件で米代先納銀として七拾貫を融資して貰っているのである。

この場合、米価の変動による相互の危険負担は「時之相場壹石ニ付壹匁八分下直に而過不足互ニ差引可申」と規定し、「火難盗失」の損失は保管者たる大名が負うことになっている。なお、約束通り担保の米が都合悪く引渡しが不可能になった場合は月壹分利息を加えて三月二十五日までに返済するという条件であった。大名貸形態の殆んどはかかる米穀担保の前貸証文による貸付であった。（最後の貸付表参照されし）

(イ) 特産物担保による大名貸

当時の諸候は参勤交替によって江戸の生活へ入りこむことを余儀なくされた結果として、その江戸生活の経費を支弁するために、中央市場へ領国米その他の国産物を回送して売却しなければならなかった。すなわち、大名経済が火の車のように赤字に行詰って来ると是が非でも米以外の特産物を担保に富裕な利貸商人から借金し、その金で藩経済の維持を図らざるを得なかったのである。かかる経済社会を背景に那波家の江戸店の利貸経営もこれに対応して行われていたのである。

請取申銀子之事

合丁銀百貫目也

右之銀子者秋田野代之杉榑木四万丁之代銀也但壹ヶ年ニ壹万丁ツツ四ヶ年ニ合四万丁相渡可申約束ニ相定唯今右之銀子儘ニ請取申候也則右四万丁之内当年野代ニ残り榑木之内上中下取合壹万丁相渡可申候来年年より寅之年

迄參ヶ年者野代に尅番ニ出候樽木上中下取合尅ヶ年ニ尅万丁ツツ相渡し都合四万丁之分無相違相渡可申候少も違乱有間數候若又野代ニ而樽木之直段唯今之直段より已来高直ニ相定候ハバ其時より之分ハ其方銀子差上可被申候若又唯今より已来下直ニ相定り候ハバ唯今之直段ニ引合一万丁ツツ之外ニ算用ヲ以樽木加増相渡可申候為後日如件

万治貳年亥十二月廿日

梅津与左エ門
印 花押

次田 伯耆 同断

綿屋九郎左エ門殿

表書之通無相違急度可申付候以上

万治貳年十二月廿日

出羽秋田佐竹右京大夫御印

この証文によつても明らか如く、出羽秋田藩佐竹右京大夫の貸付金銀百貫目の代物担保には国産の「秋田野代杉樽木四万丁」を設定しているのである。なお樽木直段の上下に應じて算用することを条件にし、損失を招かないように配慮している。

この貸付は万治二年（一六五九）であるが、約百年後の宝曆六年（一七五六）にも、同藩へ杉木を担保にして、二十年賦で銀合計九拾貳貫目を貸付て^註いる証文が存在しており、大名貸はその領国の国産物を担保にして行つていたことも明らかである。

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について（足立）

註

銀子借用証文之事

銀五拾×目

右者佐竹右京太夫殿為要用宝曆四戌年御取替当子年迄年々借居ニ相成候処去亥年御国許百年来無之凶作ニ付当子年より来未年迄式拾ヶ年賦断ニ付右返済引当米五拾石材木長七尺杉切角五拾挺ツ、右年数之内年々為差登可相渡候万一年ニ依海失等有之候ハ、米者廻米之内を以相渡材木者其時ニ償可相渡候右引当米材木共其年之値段高下ニ不抱右員数ヲ以渡切之定ニ候尤米材木共運賃者外ニ可相渡候依而証文如件

宝曆六年子四月二日

秋山長右エ門 無印

芳金 五郎 印

関五郎左エ門 印

石塚 孫太夫 印

那波九郎左エ門殿

銀子借用証文之事

銀四拾式×目

前同文……引当米三拾石材木長七尺杉切角七拾挺同保太木三拾挺ツ、右年数之内ニ差登……以下同文

宝曆六年子四月二日

秋山長右エ門 無印

同 前証文

(二) 借用証文による大名貸

普通の借用証文を作製して利息をとる大名貸の形態であり、かかる形式の大名貸は随分多かったと思われる。

次の借用証文による大名貸の例は秋田藩佐竹右京太夫に対するもので、利息は銀壱貫につき一ヶ月拾匁であるから、余り高利でない。天和二年（一六八二）には、那波家から、合計銀三百貫の巨額の大金を秋田藩に貸付けていることからして、他の諸藩に対しても借用証文の形式による信用貸が盛んに行われたものと推測されるのである。

(最後の一覽表参照されたし)

借用申銀子之事

合丁銀 百貫目也

右者佐竹右京大夫為用所借用申処実正也但利足元銀壹貫ニ付一ヶ月拾匁也利足加来霜月限元利返并可申候為後日依如件

天和貳年戌極月廿五日

郡波九郎左エ門殿

表書之通無相違可申付者也

戌極月廿五日 御印

借用申銀子之事

合丁銀貳百貫

前同 文

同年号

那波素順殿

同裏書

同月同日 御印

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

大越甚右エ門 花押
印
同断
同断
同断
梅津半右エ門

同前署名 花押
(三名) 印

2 旗本御家人貸経営

徳川直参の旗本や、その下の御家人連中は貨幣経済の進展に伴う家計の窮乏化を弥縫するため、当時の金融機関化していた江戸蔵前の蔵宿、すなわち札差商人を利用し、知行米、俸禄米を抵当として金を借りたものである。旗本貸付を行った例としては、八千石の旗本、三枝撰津守の場合がそれである。

三枝撰津守八千石之知行米金納共不残御自分江相渡勝手諸事支配之儀頼入

銀子借用申一札之事

合銀貳百五拾貫貳百七拾三匁六分六厘

右者撰津守土佐守勝手向年々不如意ニ付京都江戸并駿府ニ而借金大分出来此度返弁差支身上継統及難儀申ニ付貴殿頼入知行米八千石之内ニ而家中之者共知行切米扶持方并年中雜用引取残米之分不残毎年相渡申堅約ニ而右之銀高借用申候間別紙ニ右之通年中入用之積り書之証文其方江相渡候通少茂相違無之候右大分之銀子無余儀頼入身上相統申候上、此度勘略仕相定候上ニ茂猶以無油断費無之様ニ台所向諸物雜等迄茂致吟味事ヲ極候程ニ金勘略少成共其方江返弁銀多相渡候様ニ可相考候尤向後何様之差合出来申候共堅約之通毛頭無相違返弁可申候此度撰津守土佐守直証文并我等共定書を以厳密之相談勿論別而大切成儀故両且那ヲ初メ家中不残一同ニ致請合諸事格式相極候ニ付以後聊相違成儀者無之候間其段少茂御氣遣有之間敷候為後日証文仍如件

三枝土佐守内

上野友右衛門 ㊦

元禄五申年正月廿一日

南 理兵衛 印

新藤小右エ門 印

塚本六郎兵衛 印

三枝撰津守内

山本治左衛門 印

斎藤 李之亟 印

鈴木茂右エ門 印

鹿嶋 忠兵衛 印

綿屋作兵衛殿

この証文によって明かな如く、旗本三枝撰津守は総知行米八千石そっくりを担保にして銀貳百五拾貫貳百七拾三匁六分六厘を江戸店から借入れているのである。借入金理由は「京都江戸并駿府ニ而借金大分出米此度返弁差支身上継続及難儀」とある如く、借金によって相統も出来ない状態になっていたのである。そこで融資によって相統の上は「勘略仕相定候上ニ茂猶以無油断費無之様ニ台所向諸物雜等迄茂致吟味事ヲ極」めて緊縮による家計の建て直しを約束し、少しでも多く返済するといっているのである。

この借用証文は当時の貧乏で見米坊な食禄旗本武士の家計状態が商業資本の支配の下にどうすることも出来ない程に行詰っていたことを明らかにしているのである。

「旗本の債主は主として蔵宿なり、蔵宿は旗本の蔵本の蔵米の受取及びその売買を請負い、旗本に金銀を融通する者なり。受くべき俸禄を抵当として蔵宿より金銀を借入れ、蔵宿は之に乗じて種々の奸計を弄し、高利を貪

れるを以て、旗本の負債は年々累加し中には俸禄の三分の一又は二分の一を以て、辛うじて元利の一部を償う者あるに至れり。公（定信）は夙にその困窮を救わんと欲して非常の儉約を令せられしも、財政の恢復は一朝一夕にして行わるべきにあらざれば、彼等の窮迫は日に月に甚だしく、この禍根を除かずば、訓諭も施設も寸効なく、士風の改善も期し難きものあり。之に反して彼の蔵宿の輩は暴利を貪りて驕奢に耽り、金権を以て旗本を軽侮す。その驕慢を挫き諸士の困窮を救うには、非常の英断なかるべからず。是に於て公は寛政元年九月、遂に旗本の蔵宿に対する債務の棄捐令を発せられたり。^{註①}

と、浅草の蔵前を中心に店舗を構えた蔵宿と呼ばれる金貸商人に知行や扶持を抵当に入れて借金し、返済の目途もなく四苦八苦している当時の旗本・御家人の窮迫状態を要領よく述べているが、那波家の江戸店もかかる蔵宿的な金融機関の役割を果していたことは明らかである。

なお、幕臣である京都所司代隸属の与力衆にも知行米を抵当にして前銀の用立てを毎年二月、五月、十月の三度にわたって定期的に貸付けている事例が存在する。^{註②}すなわち「其元御用立銀高応米毎度引取相渡シ可申候」とあり、京都所司代隸属与力衆知行米蔵元である大津の灰屋与兵衛の引請証文がそれである。幕府役人たる京都所司代与力衆への融資を行っている緊密な間柄にあり乍ら、やがて所司代板倉内膳正の逆鱗にふれ、宇治橋のかけかえを命ぜられ、没落への道を辿ったことは全く皮肉というべきであろう。

註① 「金貸と大名」松好貞夫著二〇頁、渋沢栄一著「業翁伝」

註② 請負申一札之事

一、京都所司代様御与力衆御知行米御引宛にて前銀御用立被成毎年二月五月十月三度ニ御知行米御引取御定之通御請取被成候管にて右御米蔵之義私方へ被仰付則御請申上候然上者毎度引請申候御米高之内にて貴殿方へ御引取被成御証文御定之米高急度相渡し

可申候尤残り御米之儀も無滞支配可仕候右其元御引取被成候御米高御儀御与力衆へも御相対此度相定申儀ニ候得者万一金高御与力衆御断御座候共急度相渡シ可申候

一、右御預ケ米毎度請払勘定無滞相立可申候若相違之儀御座候ハバ請合人方より急度埒明御勘定可仕候

右之条々此度御請合申上候然上者其元御用立銀高心米毎度引取相渡シ可申候右之外如何様之儀にても御指図次第相勤可申候為後日請合証文如件

元禄六ノ年

酉五月朔日

綿屋作兵衛殿

大津藏本 灰屋与兵衛 印

請合人 米屋惣十郎 印

3 諸藩家臣貸経営

多くは江戸在府の諸藩士を対称に貸付けを行った場合である。江戸在府の諸藩士の生計の困窮は藩主の財政が行詰り、藩庫が空乏化するのに正比例して貧苦に喘いでいたのである。

彼等も亦旗本と同じようにその禄米を抵当に金貸しから借財することによってその生活を維持して行くより他に方法がなかったのである。那波家の江戸店の貸付経営の中にもかかる諸大名の家臣に対する貸付形態が存在していたのである。

売附申米前金事

合金拾八両貳歩 銀五匁

右者南部藏米売附代金榷請取申所実正也当年中在所為登米着船次第源川新田嶋於藏屋敷入札取其日揚場碓水極俵数無相違相渡可申候為後証仍如件

享保四年二月十日

江柄九郎兵衛 印

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

九七 (三五七)

綿屋作兵衛殿

覚

金拾兩也

但文小判

右者無抛入用有之借用申候物成代金国表より到着次第返進可申候為後日仍如件

午十一月五日

預り主 中根庄左エ門 印

請人 行分伝五郎

綿屋作兵衛

前者は藏米売附代金の前貸であり、南部藩家臣への前貸付でもある。条件は「当年中在所為登米着船次第」に金拾八兩貳分と銀五匁に見合う米俵を藏屋敷に保管する前、すなわち水揚場所で引渡し、返済するといったものである。後者は年貢米担保による武士貸の例である。このように在府の生活に窮した諸大名の家臣を対象にした利貸も行われていたのである。

4 町人貸経営

此の場合は両替店相互間の融資を主とした一般町人に対する貸付である。次の事例は恐らく那波家一族の者に対する手形貸による融通である。返済条件は「何時ニ而も此手形」と引替に支払うことになっているが、かかる手形による信用貸は常に空手形になる恐れがあり、余程親密な信用における間柄の場合に行われたであろうことは勿論である。

預申金之事

合金 百五拾兩也

右之金子髓預リ申処実正也何時ニ而も此手形を以急度相渡可申候為後日依而如件

那波庄右エ門代

不破利右エ門 ㊦

同

那波 伝兵衛殿

同 作兵衛殿

同 彦兵衛殿

5 百姓貸経営

百姓貸の経営が盛んに行われた様子は無いが次の事例は税金が高くなって難儀している出入の百姓八名に対する貸付である。一人宛僅か銀三拾匁、合計貳百四拾匁を八名連帯の保証による返済条件をつけて融資している。なお、このことから元禄時代の華やかな太平文化、消費経済社会のかげで、生産に従事し、これを支えていた百

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

姓がいかにかに高い税金に脅やかされ、苦渋に満ちた生活を送っていたかが同時に明らかにされるのである。

覚

一 銀式百四拾目者

右者此度八木高値ニ罷成何茂難儀仕候ニ付拝借御願申上候処中ノ難相調段々□□□□共□□□□□□□□至極仕候得共追々八木高ニ値相成候而必至被差詰難儀仕候ニ付不願無礼返而御願申上候故忝人前ニ銀三拾匁宛惣銀高右之通拝借仕難有次第ニ奉存候来丑ノ暮より卯暮迄三年ニ返上可仕候連判之内万一相欠候者御座候共相残ル者共より急度差上ケ可申候為其預候手形如件

御出入

元禄九酉年七月十四日

次 兵 衛 印

善 三 郎 印

吉 左 エ 門 印

善 兵 衛 印

喜 兵 衛 印

又 兵 衛 印

庄 兵 衛 印

五 兵 衛 印

那波 伝兵衛殿
作兵衛殿
彦兵衛殿

(二) 江戸米店の経営形態

1 利貸担保の米売却経営

大名貸をはじめとして旗本、御家人貸、諸藩士貸の多くは「米前金証文」の形式で貸付けており、その決済方法が「其時之相場」から「何匁下げ」の米価格で前銀高に相当する米穀を受取り決済する商法をとっている限り、その引宛米の処分売却の経営を行わざるを得なかった。そのためには米穀買売の江戸店を別家綿屋作兵衛の名義で経営したのである。両替店と米店とは表裏一体であったため店勘定も分離が見られず一語にされていたのである。すなわち寛保元年（一七四一）七月の「店勘定目録」にも「江戸両店」として署名捺印されており、店の印判も大小の差が見られるだけである。

次の事例はすなわちそれであって大名貸の代物決済としての米九千五百俵を在所で受取り、自由に江戸に送って売却してよいという証文である。この九千五百俵の米は例年引渡している四万俵以外に売渡す米であり、「月々被売上候扶持米代証文に右九千五百俵書加可申候」とある如く、利貸経営において担保として取った引宛米の売却経営を江戸米店が行っていたのである。

証文之事

一、米九千五百俵

但四斗三升入

右ハ家中扶持方米壹万俵為指登候処未ノ十一月より当申ノ五月迄扶持米相渡六月より十月迄之扶持米不足ニ付右九千五百俵当秋新納米引宛を以才覚頼入候処ニ金主中江相談之上相働可給之旨被致承知全満足候然上ハ申定之通

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について（足立）

一〇一（三六一）

当十月霜月中旬迄右之代米在所於指登無相違急度相後渡可申候間其許ハ請取当冬勝手次第為指登可被申候且亦来西ノ年中扶持方米之儀者入用員數無相違急度為指登可申候条当年中扶持米之所右引宛米を以無指支才覚可給候右九千五百俵米之儀相定候当月引宛米例年相渡候四万俵之外ニ無相違為指登相渡可申候尤月々被売上候扶持米代証文ニ右九千五百俵書加可申候間当六月より扶持米之処何分無指支相働可給候為後日手合証文仍而如件

元文五年四月

山屋 詠字 印

野々地忠太夫 印

松正弥右エ門 印

寄木左弥大 印

綿屋作兵衛殿

金主中

表書之通相違有之間敷候以上

吉田友右エ門 印

漆戸 主膳 印

2 米穀の売買経営

米店の経営は前述のように単に貸付に対する引宛米を売却処分するといっただけではなく、一步進んで米穀の売買取引をも経営し、もって流通過程における利潤の追求をも行ったことは次の「買米証文」によって明らかである。すなわち次の如くである。

買米証文

一、下米五千石此度（不明）為登米一切之支配（不明）就被申付候当年より毎年右穀高川通役金赦免被申付候買米場所者郡山、花登、黒沢尻右於三ヶ所其所相對を以年々十二月晦日限調可被申候為登方之儀者諸事本穀並為指登可被申事

一、米押買金錢指引相場等非常之儀有之候ハバ詮義之上買方為相止可申事
一、買米数目相濟候ハハ其所役人改請書上候員数川通証文相出可申事
右之通候条不依何儀差支候ハハ証文取上可申候為後証仍而如件

元文三年十月廿三日

綿屋作兵衛殿

表書之通相違有之間敷候 以上

毛嶋内九郎左エ門 印
中野 吉兵衛 印

多田仁右エ門 印
松岡弥右エ門 印
寄木 左弥太 印

この「買米証文」によって明らかにされることは、第一は米五千石の川通税金の免除と、米の買付け場所が郡山、花登、黒沢尻の三ヶ所に指定され、十二月晦日までに幾何で取引するかを決定すること。第二は米相場非常の場合には買方中止のこと。第三は買米の取引が終ったならば其所の役人が川通許可書を渡すことである。このように江戸における米店の経営は大名からその領米を買付けて江戸に送り、これを売却するといった流通過程にお

ける米穀の直接売買の経営をも行っていたのである。

(三) 経営資金の調達形態

1 他人資本の借入形態

寛保元年(一七四一)七月における江戸両替店及び江戸米穀店の両店の「店勘定目録」によると、決算では都合三万三千拾八両貳分と銀九匁六分貳厘の巨額に達している。かかる利貸及び両替経営の資金ならびに米穀売買取引における経営資金の全部が全部那波家の自己資金で賄われていたとは考えられないのである。かなりの資金が他人からの借入金によって賄われていたとも考えられるし、或は共同出資による貸付、買米等が行われていたものとも考えられるのである。このことは前述の買米九千五百俵の「証文之事」の末尾における貸主の宛名が「綿屋作兵衛殿金主中」となっていることによっても明らかである。このことは「町人考見録」でも「江戸駿河町両替店にて、南部殿へ用達取替相増、凡四万兩余取替高に相成候処、彼家より御断に相成、終に身上指支、其外京都町人より請込高五六百貫目有_レ之を、年賦に断申立」云々とあることからして、京都の町人などから借入れた資金も随分巨額に上っていたことが明らかにされている。

2 大名資本の借入形態

更に又、経営難に陥入り倒産の危機に際しては出入していた諸大名からの融資をうけ、その破局を切り抜けようとしたことも事実である。前掲の江戸両店「店勘定目録」による借入金ノ三万貳千貳拾九兩六分あり、内、大名秋元氏だけでも、寛保元年までの残り金は金七千六百七兩壹歩と銀七匁八分あり、これを「壹ヶ年兩度百兩宛

壹ケ年貳百兩也」の年賦返済にしている。秋元氏からの借入金について「町人考見録」に「又秋元家より泉州御知行所壹万石有_レ之を那波屋御出入故数年請込、江戸へ仕送り候処右銀子是又四五百貫目引込申候」云々とあり、大名貸とは反対に大名借りをも行ったのである。

南部藩への大名貸の焦付きで江戸店の経営が危機に陥るや、主人九郎左衛門自ら江戸に下り、芸州御屋舗、又は有馬御屋舗に懇願し、芸州から銀百貫目、有馬殿からは大坂で米壹万石拝借といった大名借をしているのである。

(四) 那波家の没落過程

1 宇治橋架替事件発生

京都で一、二を争う程の豪商那波家が何故没落したかは「町人考見録」でも那波家兄弟の町人にあるまじき僭上の挙動に対する時の町奉行板倉内膳正の宇治橋架替え命令がその第一原因であると述べている。すなわち「町人として如此の有様不届の至に思召、兩人共あがり屋入被_ニ仰付_一、其後御仕置にも可_レ被_ニ仰付_一筈の所、御慈悲を以首代として、宇治橋かけかへ被_ニ仰付_一候、則近頃迄の宇治橋は那波屋掛申候也(中略)扱素順(兄)跡は惣領九郎左衛門相統すといえどもはや其代身上も薄く成」云々と述べているが、この宇治橋架替え事件発生が没落の発端となったことは疑う余地のないところである。那波家とは重縁の間柄で現存する柏原家の文書「乍憚以書付奉申上候」の中にも次の如く述べられている。

「一、那波氏様御先代大騒動成御暮しにて諸大名様方江御金御用達被遊何御不足なき御身代御自由過候ニ付自と

御奢り出御心得違之儀御座候由 御公儀様より御咎メ被為仰付久敷御遠慮被遊右ニ付諸大名様江御貸付金右騒動不幸之様御返濟茂滞り、其上宇治橋新規掛替御難題を被為仰付大騒之物入被遊其節より彼是不都合被_レ為_レ成候」とあり、宇治橋新規架替事件は那波兄弟の僭上行為に対する幕府の御咎めで全く我身から出た錆とはいえ、一面徂徠の「商人の潰るることをば構間敷也」といった町人抑圧論が幕府の手で実行され、豪商取潰しの血祭りにあげられたのであったともいえよう。伯原家でも重縁の間柄であるため、その救済援助のため「御店より追々大金を御取替被遣候儀ニ御座候」と、大金融通によって何とかその破局を救わんと努力したのであるが没落への道は如何ともなし難く挽回し得なかつたのである。

2 大名貸の焦付

「町人考見録」元之巻、二村寿安について「大名がしの商ひは博奕の如くにて、始め少々宛の損を見切らず、夫が種となり元を動さんと、終に又かしては損亡となり潰れる也、楮大名の金借り役人留守居杯は夫をお鳥にいひなし、世話にいふ鼠のあぶらげとやらにて、終にわなにかかり大損いたし申候、然らばこの借貸は止み可_レ申事なるに、博奕をうつもの、はじめより負んとてかかるものは沓人も無之、又町人へかし候得ば大金は廻り難し、其上町人身上さし支ひる時は、少々分散を請取申候て、相手は跡方もなくなり申候ゆへ金銀持ても可_レ致様なくて、大名がしをはじめも也、扱その大名貸の金銀、約束の通取引有_レ之候得ば、此上もなき手廻しにて、人数はかかり不_レ申、帳面沓冊にて、天秤沓挺あると埒明き、誠に正真の寝て居て金儲けとは此事也、古語の如く、一得あれば一失ありとて、左様のうまき事は大なる尻が来るもの也」と大名貸は人数はいらず、帳面一冊と天秤一挺あれば寝ていて金儲けの出来るかわりに、一度焦付いたが最後、元の子もなくなる危険の上もない商売で

あると述べており、更に、京一番といわれた両替屋善六、或は両替屋善四郎等も、いずれも奸智にたけた大名の謀略にかかり、その発行した空手形によって貸付金を踏み倒され、没落の悲運を見たのであると述べているが那波家の場合も全く同様であった。

前述の宇治橋架替事件が起り、閉門の咎めを受けるや、貸付先の諸大名は好機至れりとばかり返済を断つたのである。中でも南部藩の如きは那波家江戸店の貸付用達金凡四万両余を空証文で借り倒したのである。そしてこれ等は那波家にとっては全くの致命的な打撃であった。すなわち「町人考見録」では次の如く述べている。「南部殿へ用達取替相増、凡四万両余取替高に相成候処、彼家より御断に相成、終に身上指支、其外京都町人請込高五六百貫目有之を、年賦に断申立、南部殿より米にて年々相渡し可_レ申約束置候処、此米もはや初年より借方年賦渡方程も不_レ參候故九郎左衛門江戸に下り、芸州御屋舗、又は有馬御屋舗に相願、則芸州より銀百貫目拝借致し、有馬殿より明年春御帰国御手当米の内、大坂にて当分老万石拝借し、翌年御帰国の御用米差出し可_レ申由約束にて拝借、漸く其暮借り方初年の年賦を相渡候処、明年有馬殿帰国の節、差出用米才覚出来不_レ申候故、有馬殿大に御立腹あり、則京都町御奉行へ御届被_ニ申入_一候得ども、那波屋は可_レ致様なく、軽き閉門被_ニ抑付_一門をしめ居申候」と、南部藩の大名貸に対する計画的な空手形の発行がつまりきの第二の原因であった。

次にかかげる「乍恐願上口上覚」は那波家没落過程における主人九郎左衛門が起死挽回のため東奔西走し、諸大名方への貸付金の回収に狂奔して大名からの借金を返済せんものと努力したが、何れも返済の断を受け、借金先の大名への返済見込みもなく、遂に刀折れ矢尽きて如何ともしがたく難渋其の極をきわめ「一家名断絶此節ニ極里候哉与奉存候」「只今ノ住所成共指上上納残金御憐愍を以奉蒙御免度」として「一、京都西洞院二条上ル町私住

所表間口拾四五間裏行町並ニ而寸志計之物ニ者御座候共為冥加指上候様ニ奉願候」として、家屋敷を明渡して返済にあて、自分は裏町小川に蟄居僅かに家名だけは存続させていたきたい。その裏町小川に蟄居することを許していただく御礼として三百両を十二月晦日限り上納するという事。更に、このような難渋きわまりない現在の有様であるから残額の元金返済は「此度御慈悲を以被為下置頂戴仕」る様に御願いするといった「口上覚書」が提出されているのである。如何に当時の大名貸をはじめとする利貸の大町人の多くがその末路においてあわれをとどめたかは推して知ることが出来るよう。

乍恐奉願上口上覚

一、御家様江進候上納金之義段々御慈悲御有免を以ケ也ニ茂進候是迄上納仕御願を以家名相統仕来難有奉存候処近年別而私身上相詰一昨年必至与家名断絶仕候様に罷成行当迷惑仕候ニ付又候大勢之金主共江損金相懸ケ依之一昨冬上納金之分調兼乍恐去春中より段々御願申上候所年久敷御事故乍恐心得違共御座候而去冬大坂表江私儀被為召出被仰渡候趣驚入乍憚御尤至極と恐入奉存候

右ニ付御答恐入前後不願旧冬上納之義書付を以願上候処御聞濟被為下難有仕合奉存候右に上納仕候金子一向手当無御座押詰迄茂右調達一包出来不仕乍恐十方ニ暮レ秘術を尽シ様々才覚筋筋を以漸大坂表迄上納仕候仕合ニ御座候続而当春中上納金之儀者其砌より色々愚案以心懸候得共今以調達仕兼又候恐入罷有候然共旧冬願上置候上ハ如何様ニ茂仕此儀者是非上納可仕と無油断才覚仕居候所今度奉蒙仰驚入諸御出入仕候御屋敷様方七ヶ所江身上相詰此節家名難相立候難渋之儀共近国江者私罷下又手代共指下願上候得共何方様ニ茂御聞届者宜敷御座候得共品々御指支之筋被仰聞御沓ヶ所様よりも聊之御救茂不被成下少々茂心当ニ茂仕候処当惑仕候先年於御当地無余儀他借を以

御用上候両御屋敷様方一切御返済不被成下無是非御奉行様江御願申上月々切金被仰付候処段々御不參茂多今年者未少茂御渡シ茂無御座候是等を以近年大借年賦返済等茂可仕心当ニ御座候処右ニ付一切余金無御座日用之儀迄茂相逼リ必至与困窮至極難儀仕去冬以来間無御座候処又候御願奉申上候義恐入奉存候得共左ニ段々願上候通当七月分之上納必至迄手当無御座其砌ニ相成御願奉申上候義重々奉恐入無是非乍恐御願奉願上度私義出府仕候恐多申上事ニ御座候得共数ヶ所之御屋敷様秘術ト願上候而茂御助之筋曾而無御座御番所金とて右ニ申上候通ニ御座候ニ付家名断絶此節ニ極里候哉与奉存候

御厚恩之御家様ニ御座候得者何とぞ為賢知左之通只今ノ住所成共指上上納殘金御憐愍を以奉蒙御免度悉細左ニ乍恐奉願上候

一、京都西洞院二条上ル町私住所表間口拾四五間裏行町並ニ而寸志計之物ニ者御座候得共為冥加指上候様ニ奉願候并裏町小川先年住所ニ御座候得共段々衰及無人候ニ付余人之住居ニ借置申候右ニ付申上度品も御座候得共此儀者恐入書略仕候西洞院指上裏小川も相離候而者数年御家様より御厚恩被成下候先祖之住所ヲ相離候而者家名断絶同前ニ相聞乍恐^義歎ケ數次第奉存候

願上候者御免を以裏町ニ右地面之内少々住居仕一日成共家名取統申度重々乍恐此上之念願ニ御座候右代金として三百兩来ル極月晦日限冥加金上納可仕候此段御聞届被成下右地面之内蟄居仕候得者自由ケ間數恐入候共向後諸方様江□□□□命々取統相願候聞届被成下御殘元金上納之義此度御慈悲を以被為下置頂戴仕候様被為仰付候様奉願上候千万奉恐入候共去春中より茂追々奉申上候通必至与可仕様無御座躰ニ相成段々此度茂奉申上候通詰果候ニ付不願恐御歎御願申上候御慈悲を以願之通奉蒙仰候ハハ此上重々ニ候

御厚恩生く世ニ難有奉存候此趣乍憚御年寄中様御役人中様江何分宜敷御沙汰奉願上候以上

三月二日

那波九郎左衛門

石川 家内様

四宮庄左エ門様

近藤重左エ門様

以上の如く元禄期には京都で一二を争った一世の富豪町人那波家も、大名貸に失敗し、終いには数多くの出資者に迷惑をかけ、小川裏町で細々とその家名だけを明治初年に至って断絶するまで存続しているのである。幕末から明治初年に至る迄の那波家の状態は逼塞を重ねたあわれな没落への道程であったのである。すなわち次の「乍恐奉願口上書」にある如く、古い大名貸の貸付金を如何にして少しでも回収し、崩壊に類した家計の足しにしようと努力したかが窺われるのである。

まず「前々代より只今ニ至リ諸家様方々御館入仕罷在候」と由来を述べ、ところで「諸家様方江茂夫々御用金相達申居候処段々及難洪終ハ御用金相達候身力茂無之」になったため御家大名方へ歎願したところ「是迄御用達候勤功ヲ以夫々御扶持方下シ被レ置」れて自分の代に至ったが、借財に借財が重なって、御用金までも借用に及び返済の方途がなくなり、「逼塞等茂仕隠家罷暮」し難儀している有様であると述べているのである。ここで諸大名が貸金してもらった大町人に何故扶持米を与えたかは一つの理由があったのである。すなわち、大名方に用達した貸金が回収不能になってその町人が公儀へ訴願した場合、大名側は彼の町人は当家より扶持方を与えて

いる家来であると抗弁して公儀の裁決を有利にし、扶持身分授与の事実をもって借金踏み倒しの方便に利用したのである。このような計画的で狡猾な扶持授与の利用は京一番といわれた両替屋善六の身上潰れにも見えている。「町人考見録」に「二代目善六代に、作州津山城主森美作守殿へ一万貫目余取替候所、滞候に付身上潰れ申候、其節善六江戸に趣き、件の森家取替銀をば公儀へ願訴すといへども、森家より善六は扶持方を給ひ置家来の由申立る故、却善六難儀に及び」とあることによつても明らかである。

さて那波家でも「御扶持斗ニ而者日々之暮シ斗リニ而外ニ返弁之術」もなく、逼塞隠家住居の貧乏暮であつた。往昔の貸付金三口合金百五拾両と銀貳拾貫六百九匁六分（借用証文に殿様の署名入）はこの際棚上げて「此度不残奉献上仕候」から、現在の大難渋を救助して下されたいと、幕末における那波家没落の窮状を龜山藩の役人を通じて救済方を歎願しているのである。

乍恐奉願口上書

一、私儀那波九郎左エ門与申者ニ御座候処前々代より只今ニ至リ諸家様方夫々御館入仕罷在候而相応相暮シ諸家様方江茂夫々御用金相達申居候処段々及難渋終へ御用金相達候身力茂無之様罷成夫故前々代金諸家様方江歎願仕候処是迄御用達候勤功ヲ以夫々御扶持方下シ被置右ヲ以私代ニ至今日迄家名相統仕罷在候然処先代より追々借財重り私代ニ至リ尚又重借財与罷成何分御大切之御用金迄借用仕居候間御扶持斗ニ而者日々之暮シ斗リニ而外ニ返弁方之術無之迎も逼塞等茂仕隠家罷暮シ候得者難渋之憂茂免連仕法達茂相附候得共先祖より永々代々相統乍致私代ニ至隠家住居候而者先祖江对シ不孝ニ当リ第一諸家様方之御用茂勤リ不申尤世間面目至極仕候間夫故只今ニ至リ前々同様之住居ニ而今分是迄之通表ヲ張り難渋之儀ヲ世間江不出瘦意志ヲ張内実一段苦舖罷暮シ申候然ル処

私方前々代至当 御屋舖^江出候御用金相達罷在候処右御証書只今迄大切所持仕然^ル 処前代より私代ニ至不相替御館入茂仕居尤御用相勤候儀義近年之事ニ御座候得者亦御返弁茂相願候事茂出来申候得共何分余程年数茂相立申居候間慥成御証文^与 者乍申此儀ハ還^而 奉恐入候間夫故此度御返弁之儀ハ決^而 相願不奉申上候然^ル 所御証文ニ者 太守様御名前迄書認有之間後ニ至廬未相成候而者是亦奉恐入事はニ依^而 此度三口合金百五拾兩ト銀貳拾貫六百九匁六分右証文 御上様^江此度不殘奉献上仕候然^ル 処前文之通当時大難渋之族候間前々代ニ至御用相勤候節之功ヲ以只今難渋之私江御助情御救ニ預^リ 申度乍恐奉願上候右以厚恩御聞届被成被下候ハバ立行方茂仕何共難有仕合ニ奉存候当時ニ而ハ 御役人様方迄茂年始八朔暑寒等之文通茂不差出数年之間不通其儘相窺茂不致此度難渋之儀申立歎願^ノ 次第奉恐入候何分必至難渋ニ付恐^ヲ 茂不願不得止事奉願上候何卒此後前代之通不相替御館入茂相願身薄之私ニ御座候得共夫相応御為方筋茂相働御奉公申上度候何卒右歎願之次第御助情御救被成被下度平伏^而 奉願上候右聞届^ケ 被成被下候ハハ難有仕合奉存候以上

京都小川二条上^ル町

那波九郎左エ門 印

安政七年申正月

亀山様御屋敷

御役人中様

更に那波家没落断絶の直前の明治四年の新政府の治下になつても旧大名貸よりの返還をあきらめ切れず返済方を旧藩に願出ているのである。如何に巨額の金が諸大名達の手によつて焦付き、踏倒されるに至つたか。又これ

よって大名貸が如何に危険に富んだ利貸経営であつたか。更に那波家の利貸経営の実態が如何に野放図な仕方であつたかが明らかにされるのである。次の「乍恐奉歎願口上書」は肥後熊本藩細川氏に対する貸付金銀四百拾四貫余りの返却請求の歎願書であり、大名貸商人の末路の悲哀をまざまざと見せつけられる思いのする文書である。

乍恐奉歎願口上書

一、合銀四百拾四貫九百七拾八匁也

右御証文四通合銀ニ御座候（不明）私義当時極難涉之身分ニ相成其上旧借財等多分有之候之処此節ニ至リ蔽敷取立ニ参リ殆当惑困リ入今日之糊口凌兼候次第ニ付不得止事右之御銀子乍恐奉歎願奉頂戴度候必至困窮之折柄ニ御座候間何卒格別之御垂憐ヲ以御銀子御下ケ渡ニ相成候様只管奉願上候宜敷御執成之程偏ニ奉節願上候以上

明治四年戊正月

京都小川通二条上ル町

那波九郎左エ門

当時病氣ニ付キ

同小川通一条上ル西入仲之町

親類 七兵衛

肥後御屋敷

御役人中様

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について（足立）

一一三（三七三）

次の表は那波家最後の九郎左衛門が明治四年十月、維新政府宛に布告によって差出した貸付の「諸大名方証文写」と差出さなかつた分の一覽表である。前者は諸大名四拾家に対し、貸付金合計八五二五兩三分二朱と貸付銀三六六九貫七九八匁八〇二に上る巨額の貸付証文が不渡証文となり不払になって焦付き、後者では因州家だけで四八五七貫余の貸付銀が踏倒されている事になっている。奥州、関東、近畿、中国、四国、九州と全国の諸大名が貸付対象になっており、中でも東北、山陰、四国、九州の諸大名の不渡が多いことよつて当時の大名経済の逼迫が地域別にほほ明らかにされ得る。なお利息は余り高利でもなく、証文の形式は一、借金証文、二、米前金証文、三、国産物前金証文になっており、内容は米、国産物（材木、大豆等）の代物支払いか、元利皆済のもので年賦支払いの多いのは貸付金回収が当時すでに困難であり、容易な状態でなかつたことを示している。更に大名貸が如何に危険きわまらない貸付経営であり、那波家没落の運命をこの一覽表は語り続けているといつて過言ではないのである。

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

一一五 (三七五)

貸付大名	枚数	証文名	貸付金額	利率	年号	貸付条件
肥後熊本細川	4	借用申銀子之事	銀 貫 匁 146.878.00		延宝 9. 正月21	風潮之損毛ため借用
"		請取申米前銀之事	115.400.00		元禄 4. 11月	元禄 5年の年貢米 2880石担保
"		"	114.000.00		"	元禄 5年の年貢米 2850石担保
細川大膳		細川大膳領分之米 売渡為前銀請取申 銀子之事	38.000.00		貞享 4. 正月	貞享 4~6年12月 上旬 12貫900匁宛 の米担保
美濃戸田	5	請取申米前銀之事	金 兩 252		宝永 5.	現米 252石但 4斗 入 630俵担保
戸田采女正		借用申銀子之事	銀 貫 20,000.00	10貫に付 月 100匁	寛文10. 12. 25	3ヶ年切 12月上 旬に元利皆済の事
"		"	30,000.00	10貫に付 月 100匁	寛文 4. 5. 25	3ヶ年切 12月上 旬に元利皆済の事
戸田左門		"	30,000.00	月 9分	寛文13. 4. 13	4ヶ年切 12月上 旬に元利皆済の事
"		"	60,000.00	月 9分	" 11. 12. 13	3ヶ年切 12月上 旬に元利皆済の事
丹波 松平紀伊守	3	借用申銀子之事	18.609.60	月 1分 5厘	寛保元. 11	1年切 元利皆済 の事
"		預り申銀子之事	3,000.00	—	" 2. 12	
"		借用申金子之事	金 兩 150	月 1分 5厘	寛保 2. 2	1年切 元利皆済 の事
武州忍 松平下總守	2	借用銀之事	銀 貫 50,000.00	10貫に付 年 1貫 500匁	寛文 6. 6. 1	5ヶ年切 5分之 1宛 加利息返済 の事
"		"	50,000.00	10貫に付 月 130匁	寛文 9. 5	3ヶ年切 3分の 1宛 皆済の事
肥前佐賀 鍋島信濃守	4	借用申銀子之事	100,000.00	—	正保 4. 正月 5	6ヶ年切 28貫目 皆済の事
"		"	20,000.00	10貫に付 月 120匁	正保 2. 12. 2	
"		"	100,000.00	—	正保 5. 正月 5	6ヶ年切 毎年28 貫目宛 12月中旬 皆済の事
"		"	100,000.00	月 10貫に 付 120匁	正保 4. 8. 1	1年切 加利息返 済の事
日向 内藤備後守	3	覚	金 兩 730	—	享保14. 12	15ヶ年賦 1ヶ年 48兩 2歩14匁宛 皆済の事
"		覚	800 {元金600兩 {利息200兩	—	" 14. 12	15年賦 1ヶ年53 兩宛 1歩銀 5匁宛 の事
"		預り申金子之事	金 587兩2歩	無利息	元文 5. 12	30ヶ年賦 1ヶ年 19兩 2歩銀 5匁宛 皆済の事
備中松平板倉	6	借用申金子之事	500	1ヶ月 9分	寛文13. 12	1年切 寛文14. 12 皆済の事

貸付大名	枚数	証 文 名	貸 付 金 額	利 率	年 号	貸 付 条 件
備中松山板倉		借用申金子之事	金700両	1ヶ月 9分	寛文13. 3. 5	来ル11月切 皆済 の事
"		"	500	1ヶ月 9分	" 13. 4	来ル11月切 皆済 の事
"		"	500	1ヶ月 1分	延宝元12. 1	延宝2. 11月切 皆済の事
"		"	300	1ヶ月 9歩	寛文13. 4	来ル11月切 月9 歩 皆済の事
"		"	500	"	寛文13. 4	同 上
肥前唐津 小笠原佐渡守	5	預り申金子之事	250		享保 6. 11	享保7年11月切 1歩1厘加利元利 共皆済の事
"		"	新金 100両		" 12	享保7年12月切 皆済の事
"		請取申米銀之事	銀90貫		元禄15. 10	元禄16年秋米、時 之相場の1石に付 5匁下直の米担保
"		"	60,000.00		"	同 上
"		預り申金子之事	金250両	月 1歩1厘	享保 6. 11	1年切 月1歩1 厘 加利元金共皆 済の事
筑前福岡 黒田甲斐守	2	借用申銀子之事	銀 貫 8,000.00	月 1歩2厘	延宝7. 正月 17	当12月切 加利元 金共皆済の事
"		借用金年切ニ相定 候事	120,000.00	利息切捨	寛文6. 7. 26	15ヶ年賦 1ヶ年 銀8貫宛 加利元 金共皆済の事
但馬出石 仙石越前守	7	借用申金子之事	金300両	月八朱	享保 3. 11	
"		預り申銀子之事	銀 貫 12,000.00	—	安永 6. 6	11月限 皆済の事
"		"	10,000.00	—	安永 6. 4	9月限 皆済の事
"		"	9,000.00	—	安永 6. 2	7月限 皆済の事
"		"	9,000.00	—	安永 6. 8	安永7. 正月限 皆済の事
"		"	20,000.00	—	安永 7. 7	12月限 皆済の事
"		"	10,000.00	—	安永 6. 10	3月限(安永7年) 皆済の事
野州宇都宮 戸田因幡守	4	預り申銀子之事	5,000.00	月1歩	安永 3. 12	安永4年. 12月切 加利元利共 皆済 の事
"		預り申銀子之事	10,000.00	月1分	安永 4. 5	当年11月限 加利 元利共皆済の事
野州宇都宮 戸田山城守		預り申銀之事	金 両歩銀匁分 1827 1 5 5	—	享保 5. 3	10ヶ年賦払
野州宇都宮 戸田因幡守		借用申銀子之事	銀 貫 匁 4,200.00	無利息	享保 9. 8	5ヶ年賦 1ヶ年 840匁宛 皆済の事

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

貸付大名	枚数	証 文 名	貸 付 金 額	利 率	年 号	貸 付 条 件
備中足守 木下淡路守	1	借用申銀子之事	銀 貫 匁 38,000.00	10貫付年 2貫660匁	明暦元 5. 25	6ヶ年賦 米に而 皆済の事
肥前五島五島 万吉	2	請取申諸式前銀 之事	20,600.00	—	元禄 4. 9	大豆売払代金にて 元禄 6年 6月切 皆済の事
"	"	"	70,800.00	—	"	大豆売払代金にて 元禄 5年 12月切 皆済の事
巖州大浦 大屋能登守	1	覚	36,194.00	無利息	天明 7. 12	10年賦 皆済の事
信州上田 松平伊賀守	1	預り申金子之事	金 兩 200	無利息	享保11. 12	享保12年より金50 兩宛毎年12月中 皆済の事
但馬豊岡 京極丹後守	1	借用銀子之事	銀 貫 匁 33,000.00	1貫付 9匁	承応 3. 正月 5	当年12月限 皆済 の事
摂州能勢 出雲守	1	借用銀子之事	26,000.00	—	元禄 4. 12	9ヶ年賦 毎年12 月15日限皆済の事
伊予大洲 加藤大和守	1	預り申銀子之事	12,000.00	1年1割	元禄 6. 12. 20	5年賦 12月15日 限 米にて皆済の 事
江州大溝 分部隼人正	1	借用申銀子之事	10,579.70	1ヶ月1 貫付12匁	天和 2. 正月 4	当年暮 皆済の事
美濃今尾 竹腰竜助	1	"	37,000.00	1ヶ年10 貫付2貫 800匁	延宝 5. 7. 1	5ヶ年賦 皆済の 事
奥州中村 相馬弾正少弾	1	預り申銀子之事	12,000.00	月1歩宛 11	享保15. 3.	享保16年 4月切 皆済の事
奥州泉 本多重之助	43	"	30,000.00	1貫付1ヶ 月12匁宛	享保 7. 6	何時成共皆済の事
奥州泉 本多下野守	"	請取申米前銀之事	10,000.00	10貫付 月 100匁	元禄 2	江州知行所米売払 代金引宛 皆済の 事
"	"	"	10,000.00		"	同 上
"	"	"	10,000.00		"	同 上
"	"	"	10,000.00		元禄 2. 9	雁金屋、教悟才宛 借用
"	"	借用申銀子之事	10,000.00		"	暮屋市右衛門宛で 借用
"	"	"	15,000.00		"	播磨屋五郎三郎宛 で借用
"	"	"	15,000.00		"	同 上
"	"	"	20,000.00		"	白粉屋 仁兵衛宛 で借用
"	"	"	20,000.00		"	伊勢屋 宗理宛で 借用
"	"	"	20,000.00		"	三宅勘右エ門宛で 借用
"	"	"	20,000.00		"	桂審丸宛で借用

貸付大名	枚数	証文名	貸付金額	利率	年号	貸付条件
奥州泉 本多下野守		借用銀子之事	銀 貫 匁 20,000.00		元禄 2. 9	井筒屋三四郎宛で借用
"		"	15,000.00		"	藤屋藤兵衛宛で借用
"		"	15,000.00		"	同 上
"		"	15,000.00		"	同 上
"		"	10,000.00		"	同 上
"		"	10,000.00		"	同 上
"		"	10,000.00		"	同 上
"		"	10,000.00		"	同 上
"		"	25,000.00		"	同 上
"		"	25,000.00		"	鎰屋九右エ門宛で借用
"		"	25,000.00		"	錢屋久左エ門宛で借用
"	1	"	10,000.00		元禄 3. 正月	本多唐之助宛で借用
"	1	"	90,000.00		"	藤村九十郎宛で借用
"	1	"	40,000.00		元禄 3. 2	那波九郎左エ門宛で借用
"	1	"	63,000.00		元禄 3. 6	同 上
"	5	"	合50,000.00		"	同 上
"	3	"	合60,000.00		"	同 上
"	4	借用申銀子之事	合45,000.00	10貫付 月 100匁	元禄 3. 6	
"	1	請取申米前銀之事	銀 貫 匁 15,000.00	—	元禄 3. 9	為米前銀請取(播磨屋五郎三郎方より)
"	1	"	20,000.00		"	金屋勝左エ門方より為米前銀として請取
"	1	請取申米代先納銀之事	70,000.00	月 1 分	元禄 6. 12. 26	江州蒲生那年貢引当5000俵相場石付1匁8分下直にて請取
"	1	"	35,000.00	"	"	江州蒲生那年貢引当4斗入2500俵担保
"	1	"	70,000.00	"	"	江州蒲生那年貢引当4斗入5000俵担保
甲府宰相	1	借用申銀子之事	60,000.00	10貫匁 月 110匁	寛文 4. 3. 9	当12月10日切皆済の事
伊予宇和島 伊達宮内小弾	2	請取申米前銀子事	112,592.00		天和元12. 5	江戸參勤賄料, 米時相場石付4匁下直天和2年12月20日
"		"	58,450.00		"	"

近世京都商人那波家の江戸店経営とその没落について(足立)

貸付大名	枚数	証 文 名	貸 付 金 額	利 率	年 号	貸 付 条 件
摂州高槻 永井近江守	1	"	銀 貫 匁 43.400.00		貞享 2. 9	高槻領分之米7ヶ年切ニ先渡す事
越後高田 柳原虎之助	1	"	30.000.00	10貫付 月 120匁	貞享元11	当年年貢米引当にて
讃岐高松 松平讃岐守	2	借用申銀子之事	76.540.20	年 5 歩	延宝 9. 正月11	10ヶ年賦 12月上旬皆済の事
"		覚	9.590.00	無利息	享保 8	5ヶ年賦 皆済の事
播州 赤穂森内紀	1	借用申銀子之事	20.000.00		寛文 5. 5. 28	10ヶ年賦 10分の1宛 寛文5年12月3日より同12年12月28日迄16貫入残4貫也
土州高知 松平土佐守	2	"	63.560匁		元禄12. 11	10年賦皆済の事
"		証文	8.700	無利息	寛政 7. 11	寛政7年より53ヶ年ニ2貫 827匁5分入残5貫 872匁5分
加州	1	覚	金79両2朱	1ヶ年 3朱	明治元11	1両付 190匁がえ
出羽秋田佐竹 右京大夫々々	5	証文之事	銀 貫 匁 50.000.00	—	宝暦 6. 4. 2	米50石 杉(長7尺)切角50挺 20ヶ年賦引当
"		"	42.000.00		"	米30石 杉(長7尺)切角70挺 保太木30挺20ヶ年賦引当
"		借用申銀子之事	100.000.00	1貫目付 1ヶ月10匁	天和 2. 12. 25	天和3年11月限元利皆済の事
"		"	200.000.00	"	天和 2. 12. 25	"
"		請取申銀子之事	100.000.00		万治 2. 11. 20	秋田野代杉薄4万丁之代金1ヶ年1万丁4ヶ年引当
筑後柳川 立花飛騨守	1	"	22.300.00	無利息	元禄 3. 6. 15	領分之米でもって10年賦にて皆済の事
奥州棚倉 松平周防守	1	"	20.000.00	1ヶ年 5分	天和 2. 正月 11	8ヶ年賦8分の1宛 皆済の事

40家 合計 117枚 貸付銀合計 3669貫798匁802
貸付金合計 8525両3分2朱

書 出 ・ 不 申 分

貸付大名	枚数	証 文 名	貸 付 金 額	利 率	年 号	貸 付 条 件
因 州		合銀子借用之事	銀 貫 匁 100.000.000	10貫付 月 100匁	寛文5. 7. 11	5年賦5分1宛元 利返済の事
		”	900.000.000	同	” 8. 5. 1	6ヶ年賦担当
		”	100.000.000	10貫付 月 1貫 200匁	” 9. 5. 1	5月より5ヶ年賦 払
		”	170.000.000	10貫付 年 2貫 400匁	延宝6. 7	家中要用のため、 7年賦払
		請取申銀子之事	203.324.000	10貫付 年 2貫 400匁	” 7. 12. 15	7年賦払
		請取申米前銀之事	68.450.000	—	” 9. 6	毎年6月領分之米 売渡(4ヶ年之米)
		預り申銀子之事	62.649.500	—	天和3. 6. 29	米切手を渡す約束
		請取申銀子之事	22.880.000	1ヶ月二 付 1分 2 厘	貞享2. 9. 21	元利皆済の事当年 12月25日限
		預り申丑之納米之事	2.987.797.700		貞享元12. 21	米74,695石売渡
		銀子請取米切手相 渡申覚	164.400.000		” 2. 5. 11	1,3152俵(4斗入) の米切手担保
		”	30.000.000		” 2. 6. 11	2661俵(4斗入)の 米切手担保
		添手形	48.000.000		元禄3. 5. 25	米代金担保

貸付銀合計 4857貫501匁2厘

立命館経済学(第十七卷・第三・四合併号)

一一〇 (三八〇)